

8 森林保険に加入している所有林が被災した方へ

火災、風水害等の気象災、噴火災による損害の程度（損害面積、損害率等）により被保険者に保険金が支払われます。

災害後に現地に入れないため、損害区域や被害の度合いなど、森林の被害が具体的に分からない場合でも、損害の発生が疑われる場合は、契約の申込みをした森林組合または岡山県森林組合連合会にお知らせください。

【保険金請求の手続き】

ステップ1：災害発生の連絡

災害が発生した際には、すぐに契約の申込みをした森林組合等にお知らせください。



ステップ2：現地調査の立会い

損害の確認のため、現地の調査を行いますので、立会いをお願いします。



ステップ3：保険金支払請求書の提出

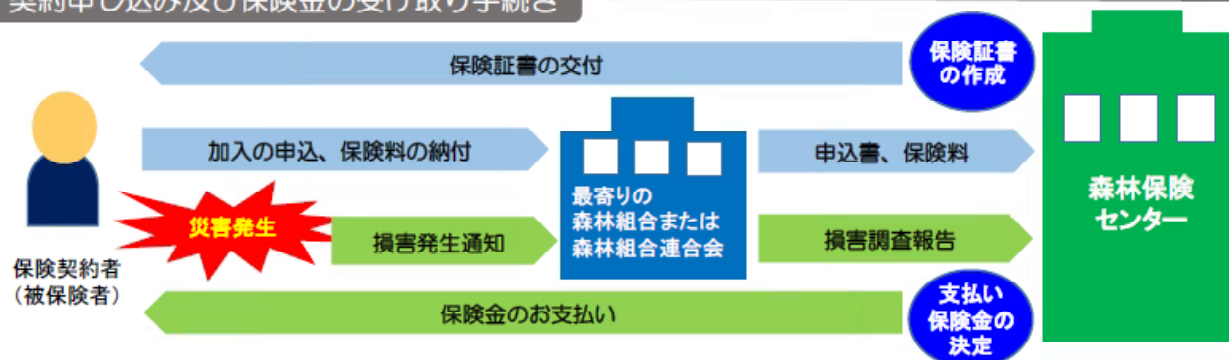
森林組合等が作成する保険金支払請求書の内容を確認、必要事項を記入、捺印の上保険金支払請求書を提出してください。



ステップ4：保険金の受取り

保険金が支払われます。

契約申し込み及び保険金の受け取り手続き



国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林保険センター 森林保険チラシ（平成28年度作成）より

【問合せ先】最寄りの森林組合、岡山県森林組合連合会

⇒ 問合せ先は、最終ページをご覧ください。